

【参考1】

相談支援専門員の任用資格に係る実務要件

相談支援業務 身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

介護等の業務 身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

業務範囲	業務内容等		
相談支援	A	1	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	精神障害者地域生活支援センターの従業者
	B	1	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者
		2	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所の従業者
		3	障害者支援施設、障害児入所施設、 <u>老人福祉施設(※ア)</u> 、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院の従業者
		4	病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者 (1)社会福祉主事任用資格を有する者 (2)介護職員初任者研修に相当する研修修了者 (3)国家資格等(※2)を有する者 (4)上記1から3に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者
		5	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者
		6	特別支援学校その他 <u>これに準ずる機関(※イ)</u> の従業者(障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間に限る)
介護等	C	1	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室の従業者
		2	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、 <u>老人居宅介護等事業(※ウ)</u> その他 <u>これらに準ずる事業(※エ)</u> の従事者
		3	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者

条件1	条件2
平成18年10月1日においてAに掲げる者であった者	平成18年9月30日までの間に、「Aの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者
社会福祉主事任用資格者等(※1)である者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者
社会福祉主事任用資格者等でない者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」が通算して5年以上である者
	「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して10年以上である者
国家資格等(※2)に基づき当該資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者	「Bの施設等で相談支援の業務に従事した期間」及び「Cの施設等で介護等の業務に従事した期間」が通算して3年以上である者

※1 社会福祉主事任用資格者等

社会福祉主事任用資格者(①)、介護職員初任者研修に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者(②)、精神障害者社会復帰指導員任用資格者(③)

※2 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士

○任用資格

①	社会福祉主事の資格 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当） - 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事） - 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者 - 三 社会福祉士 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの (1) 精神保健福祉士 (2) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
②	児童指導員の資格 （児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第59条各号のいずれかに該当） - 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者 - 二 社会福祉士の資格を有する者 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者 - 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 - 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの - 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、知事が適当と認めたもの - 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、知事が適当と認めたもの
③	精神障害者社会復帰指導員の資格 （精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当） - 一 学校教育法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 - 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者 - 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの - 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者

○従事内容

※ア	「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
※イ	「これらに準ずる機関」として特別支援学級が該当。
※ウ	「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は介護保険法第115の4第1項第1号イに規定する第一号訪問事業であつて厚生労働省令で定めるものをいう。
※エ	「これらに準ずる事業」とは、老人福祉法第5条の2第1項に規定する「老人居宅生活支援事業」のうち、老人デイサービス事業（介護保険法の規定による通所介護事業、第一号通所事業）、老人短期入所事業（介護保険法の規定による短期入所生活介護事業）、小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法に規定による小規模多機能型居宅介護事業）、認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護事業）及び複合型サービス福祉事業並びに同法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」において、介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業をいう。

○厚生労働省資料等

1	（業務従事期間の計算方法） 1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいう。例えば5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。（昭和63年2月12日「業務の範囲通知」別添2の2を参考）
2	（相談支援専門員の要件となる実務経験等について） 県の担当者は、1年180日以上×5年でないといけないと言うが、通算で5年以上900日以上を満たしていれば良いはずなので、180日従事していない年があっても要件を満たすと考えるが、いかがか。 （答） お見込みのとおり。（H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問13）
3	（社会福祉主事任用資格等の要件） 相談支援専門員の実務要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。 （答） 介護職員初任者研修に相当するものが該当する。（H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問14）※相当するものとして、実務者研修、介護職員基礎研修、ヘルパー1級・2級課程が該当する。
4	（国家資格等該当者の期間計算） 相談支援専門員の実務要件にある、国家資格等による業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等による業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらもカウントしてかまわないのか。 （答） 国家資格による業務であっても、相談支援業務及び直接支援業務としてカウントして差し支えない。例えば、国家資格等による業務が相談支援業務となる場合は、8年以上の実務経験ではなく、5年以上の実務経験となる。（H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問15）
5	（保健所での精神保健相談業務） 保健所において「保健師」として30年勤務し、その間、通算10年以上精神保健相談業務に従事していた場合、その間の年数を実務経験と見なしてよいのか。 （答） お見込みのとおり。なお、保健所については、診療所に準じたものと考えのほか、行政機関として児童相談所、更生相談所などに準じたものとも考えられる。（H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問16）
6	（介護支援専門員（ケアマネ）の相談支援業務） 居宅介護支援事業所において相談支援の業務に従事していた期間は対象となるか。 （答） 居宅介護支援事業所も対象に含まれる。また、地域包括支援センターも対象と考えられ、当該センターにおいて相談支援の業務に従事した期間が対象となる。（H29.3.31「相談支援に関するQ&A」問17）
7	（社会福祉主事任用資格者等の期間計算） 社会福祉主事任用資格者等の場合、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前も含めて5年の経験があればよく、改めて5年間の実務経験が必要ということではない。（H18.8.24 主管課長会議資料）
8	（研修受講要件） 相談支援専門員の実務経験について、相談支援専門員として配置される時点で満たしていればよく、研修受講時に満たしている必要はない。（H18.8.24 主管課長会議資料）
9	（小規模作業所での勤務歴） 公的な補助金又は委託により運営されている小規模作業所であって、業務内容や勤務状況の記録が適正に整備されており、所属長による実務経験の証明が可能であれば、実務経験に含めて差し支えない。（H18.8.24主管課長会議資料）
10	（公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の勤務歴） 公的な委託又は補助によらない民間団体の相談支援業務の従業者について、次の要件をいずれも満たす場合に、上記9に準ずる事業の従事者として、相談支援専門員の要件として実務経験を満たすこととする。 ・当該者が従事する事業所が、指定相談支援事業者の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から、相談支援業務を継続的に実施しているとき。 ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料」があること。（平成23年10月26日事務連絡）
11	（障害児関連施設とは） 実務経験となる障害児関連施設として、児童相談所の他に、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、重症心身障害児（者）通園事業を行う施設、児童デイサービスを行う施設等が含まれる。（H18.11.2 Q&A）